

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月20日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530063

研究課題名（和文）契約労働者の保護と法律関係——個人請負従事者の法的課題

研究課題名（英文）The Law of Contract Worker and the legal Construction of Personal Work Contracts

研究代表者

鎌田 耕一（KAMATA KOICHI）

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：30204605

研究成果の概要（和文）：本研究は、個人請負・業務委託型就業者（以下では、委託型就業者）およびそのなかで委託者との関係において経済的・組織的従属関係にある者（契約労働者）について、諸外国の法制度を参考にしながら、その法的保護と法的構成を検討したものである。その成果として、契約労働者の業務災害について、労災補償制度と同様の業務災害補償制度を創設する必要があること、および解約・更新拒否等の契約トラブルに対する契約ルールの立法化の必要があることを明らかにしている。

研究成果の概要（英文）：The Purpose of this research is to explore a conceptual framework of employment and other personal work relations, focusing on a personal scope of labour law and social security law in japan. The Researcher propose a new accident compensation law for contract worker and several rules of termination of the other personal work contracts.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
22年度	900,000	270,000	1,170,000
23年度	1,900,000	570,000	2,470,000
24年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会法学・法学

キーワード：契約労働者、労働者、個人請負、業務委託、役務提供契約、雇用、労働契約

1. 研究開始当初の背景

近年、就業形態の多様化に伴い、業務委託など労働契約以外の労務供給契約の下で、委託者のために自分で役務を提供し、その報酬

で生活する就業者（これを仮に「個人請負・業務委託型就業者」、または単に委託型就業者と呼ぶ）が増加している。委託型就業者の中で、委託者と契約を結び、専属的に委託者

の業務を受託し、その指示を受けて個人で役務を提供し、その報酬で生活する者を、本報告書では「契約労働者」と呼ぶことにする。こうした者は委託者の事業組織に組み入れられ、委託者の作成した契約書に従って活動することから、委託者との間に経済的または組織的従属関係が認められる。

研究代表者である鎌田はすでに、契約労働者の保護について、1997・98年の2か年にわたり科学研究費（「請負労働の研究」）を受けて研究し、この成果は、科学研究費出版助成を受けて2001年に鎌田耕一編著『契約労働の研究』（多賀出版）として公表した（これを第1研究という）。

その後、鎌田は平成14年～16年の3か年にわたり科学研究費を受けた「労務サービス契約——業務委託契約・業務請負契約の研究」において、委託型就業者の契約の実態について調査を行い、その成果の一部は、石田眞・大塚直編『早稲田大学21世紀CEO叢書 企業社会の変容と法創造 第6巻 労働と環境』のなかで「労務サービス契約の法律関係——業務委託契約書を素材として」で公表している（これを第2研究という）。

第1研究は、契約労働者を労働者でも個人事業主でもない第三のカテゴリとして法的に位置づけ、労災保険法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法などの労働法規を契約労働者にも拡張して適用すべきであると提案した。第2研究は、委託型就業者の契約関係の実態を業務委託契約書などから調査研究し、委託型就業者に固有の法律関係（委託者との契約関係）を調査し、その特徴を明らかにした。

この第1研究は、「第三のカテゴリ論」としていくつか批判を受けた。その主要な点は、①契約労働者の概念があいまいであり、契約労働者と労働者との区別について新た

な紛争を引き起こすおそれがあること、②契約労働者という統一的概念を設けるのではなく、個別法規ごとに保護対象者を定義すべきであること、③解雇、雇止めなどの契約上の保護については、労働契約法のルールを類推して適用し、立法的対応を必要としないなどというものであった。

第2研究は、雇用と労働契約を峻別したうえで、委託型就業者の契約は雇用契約として位置づけ、その固有の契約ルールを整理すべきであると提案している。ところで、現在、民法の債権法改正が検討されている。改正の主要テーマの一つは、雇用、請負、委任などの役務提供契約法の再編成である。法制審議会の民法（債権関係）部会で議論されている債権法改正案では、将来的に、雇用の規定は民法から除き労働契約法に一本化するという方向が示されている。これに対して、第2研究は、委託型就業者の契約実態を示し、委託型就業者と委託者との間に従属関係が見られることを示している。この論文は、民法（債権関係）部会に資料として提示されている。

本報告書はこうした批判と新たな展開に接し、改めて契約労働者の保護を検討し、第1研究以後の外国法研究をふまえて、委託型就業者および契約労働者の研究を集大成し、いくつかの提言を行うものである。

2. 研究の目的

本研究は、①委託型就業者および契約労働者の概念、②契約労働者に対する保護の必要性と保護されるべき領域、③委託型就業者の契約類型と契約ルールを解明することを目的としている。

本研究は、諸外国の委託型就業者に対する法制度を参考にしながら、委託型就業者および契約労働者が組織する諸団体の意見を調

査したうえで、契約労働者の保護のあり方を検討し、労災補償などに一定の事項について、契約労働者に対象とした新たな制度の導入を提言し、委託型就業者・委託者間の契約ルールの整備を求める立法的提言を行うものである。

3. 研究の方法

委託型就業者および契約労働者の実態と法制度の解明のため、以下の通り国内・国外調査を行った。

国内調査訪問先一覧

- 2011年1月22日 鎌田主催シンポ「委託労働者関連労働組合の運動と課題」参加者出版ネッツ、日本音楽家ユニオン、インディユニオン、映演アニメユニオン、コンビニ加盟店ユニオン、連合東京。
- 2011年6月17日 芸団協
- 2011年7月4日 日本俳優連合
- 2011年7月28日 コンビニ加盟店ユニオン
- 2011年9月26日 千葉シルバー人材センター
- 2011年11月28日 全国シルバー人材センター事業協会
- 2011年11月29日 協同労働法制化市民会議

ドイツ現地調査 訪問先一覧

- DGB Bundesvorstand(ドイツ労働総同盟本部)
- DIHK(Deutscher Industrie- und Handelskammertag)(ドイツ商工会議所)
- BMAS(Bundesministerium fuer Arbeits- und Soziales)(連邦労働社会省)
- Ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft)Bundesverwaltung (ドイツ統一

サービス産業労組)

- 弁護士Hummel Kaleck
- BDA(Bundesvereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände) (ドイツ使用者連盟)
- SPD Bundestag Fraktion (社会民主党連邦議会)

イギリス現地調査 訪問先一覧

- NUJ (National Union of Journalists)
- TUC (Trade Union Congress) (イギリス労働組合会議)
- DWP (Department for Work and Pensions) (イギリス労働年金省)
- UCATT (Union of Construction, Allied Trades and Technicians)
- Professor Mark Freedland & Nicola Kontoriotis (Oxford University)
- Professor Hugh Collins (London School of Economics)
- CBI (Confederation of British Industry)
- BECTU (Broadcasting, Entertainment, Cinematograph and Theatre Union)
- HSE (Health and Safety Executive)

4. 研究成果

研究成果としては、以下のような提言をまとめて、学会、関係者に公表する予定である(『季刊労働法』2013年夏号(2013年6月15日発行予定)に研究代表者と研究協力者の論文を4編掲載予定である(下記、主な発表論文参照)。

①労働者と独立的自営業者との間に、法的に「委託型就業者」および「契約労働者」の概念を設け、定義している。「委託型就業者」は、請負、業務委託等の労働契約以外の契約に基づいて、相手方(委託者)から業務を受託し、個人で役務を提供して、これに対して

報酬を受ける者と定義している。「契約労働者」を、請負、業務委託等の労働契約以外の契約に基づいて、相手方（委託者）から専属的に業務を受託し、個人で役務を提供し、これに対する報酬によって生活する者と定義している。また、ただし、これらの概念は、適用される法律および法規の目的に従って修正を加えることになる。その意味で、委託型就業者、契約労働者は中間的カテゴリである。【中間的カテゴリの導入】

②委託型就業者を労働者、自営業者と区別するために、政府は、企業または委託型就業者の申請に基づいて、事前にその法的地位を確認する照会手続を創設すべきである【法的地位の照会手続の導入】。

③契約労働者が業務上受けた損害について、現行では、労働者と比較して給付が不十分であることから、政府は、契約労働者業務災害補償保険法を制定し、委託者が保険料を全額負担する強制保険制度を創設すべきである。【契約労働者業務災害補償保険制度の創設】

④委託型就業者の契約（委託型就業契約と呼ぶ）を民法上の雇用と位置づけるべきである。これにより、委託型就業契約は、雇用規定が適用される。しかし、雇用は労働契約と峻別し、労働契約の適用はなく、また、請負、委任の規定も適用されない。解約については、委託者側からの解約を規制する新たな規定を雇用に設け、契約更新拒否については、有期雇用契約が継続的契約に該当する場合には、やむを得ない場合に限り、委託者は更新拒否できるとする規定を設けるべきである。【委託型就業契約法の整備】

⑤求職中の就業者（求職者）のための就業促進措置の導入をはかるべきである。求職者に就業促進措置として、起業支援を加えるべきである。起業支援としては、求職者の生活

保障のための給付（所得保障）＋起業融資＋起業活動支援（メンター制度）から構成すべきである。【求職者起業支援制度の導入】

5. 主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計9件）

①鎌田耕一「個人請負・委託型就業者をめぐる法政策」季刊労働法 241号 2013年（6月発行確定）、査読無し。

②長谷川聡「イギリスにおける差別禁止法と労働法の人的適用範囲」季刊労働法 241号 2013年（6月発行確定）、査読無し。

③田中建一「労災保険特別加入制度の問題点の検討—契約労働者の労災補償の保護の視点から」季刊労働法 241号 2013年（6月発行確定）、査読無し。

④鎌田耕一「個人的就業関係と労働法—Freedland/Kontorius, Legal construction of personal work relations を読んで」季刊労働法 239号、2012年 250-258、査読無し。

⑤鎌田耕一「労働者概念の生成」日本労働研究雑誌 624号、2012年 5-15、査読無し。

⑥鎌田耕一「シンポジウムの趣旨と討論概要」日本労働法学会誌 118号 3~7頁、2011年、査読無し。

⑦川田知子「個人請負・委託就業者の契約法上の地位——中途解約・契約更新拒否を中心に」日本労働法学会誌 118号 8~25頁、2011年、査読無し。

⑧鎌田耕一「債権法改正と労働法」月刊労委労協 2011年 10月号、2011年 2-25、査読無し。

⑨鎌田耕一「雇用、労働契約と役務提供契約」法律時報 82巻 11号、2010年、12-19、査読無し。

〔学会発表〕（計2件）

日本労働法学会 121回大会（2011年 5月 15日）、沖縄大学（開催場所）

①鎌田耕一（代表）、中窪裕也（コメンテーター）、（発表者）橋本陽子、川田知子「シンポジウムⅠ 個人請負・委託就業者の法的保護——労働契約法および労働組合法の適用問題を含む」

②川田知子「シンポジウムⅠ報告 個人請負・委託就業者の法的保護——労働契約法および労働組合法の適用問題を含む」

〔図書〕（計1件）
小宮・島田・加藤・菊池編『社会法の再構築』旬報社、2011年、17-33

〔産業財産権〕
○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鎌田 耕一 (KAMATA KOICHI)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号：30204605

(2) 研究分担者 (0)

(3) 連携研究者

川田 知子 (KAWADA TOMOKO)
中央大学・法学部・准教授
研究者番号：20365042

向田正巳 (MIKAIDA MASAMI)
駒澤大学・法学部・准教授
研究者番号：20341480

(4) 研究協力者

田中 建一 (TANAKA KENICHI)
大東文化大学・法学部・非常勤講師

長谷川 聡 (HASEGAWA SATOSHI)
専修大学・法学部・准教授

内藤 忍 (NAITO SHINOBU)
独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JIPT)
労使関係部門・副主任研究員 (労働法専攻)